

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	八戸港利活用検討業務
業 務 概 要	本業務は、八戸港における荷役形態・施設利用の現況並びに課題を把握し、将来的な貨物動向について調査・分析を行い、港湾物流の高度化のため、貨物及び関連施設の再配置等を踏まえた港湾の利活用方策を検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 八戸港湾・空港整備事務所長 藤田 純逸 青森県八戸市沼館四丁目3-19
契 約 年 月 日	令和6年11月11日
契 約 業 者 名	パシフィックコンサルタンツ（株）青森事務所
契 約 業 者 の 住 所	青森県青森市堤町2-1-3
契 約 金 額	14,190,000円（税込み）
予 定 価 格	14,267,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	本業務は、八戸港における荷役形態・施設利用の現況並びに課題を把握し、将来的な貨物動向について調査・分析を行い、港湾物流の高度化のため、貨物及び関連施設の再配置等を踏まえた港湾の利活用方策を検討するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、総合的に最も評価値が高位であるパシフィックコンサルタンツ（株）青森事務所を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、パシフィックコンサルタンツ（株）青森事務所と随意契約を行うものである。
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和6年11月11日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和7年3月21日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。